

グリーン購入法、環境配慮契約法、環境配慮促進法の役割

名称	グリーン購入法	環境配慮契約法	環境配慮促進法
施行	2001年（平成13年）	2007年（平成19年）	2004年（平成16年）
ねらい	国等の公的機関が率先して環境物品等の調達と情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、環境負荷の少ない持続的可能な社会の構築を目指す	国等の公的機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加え環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを提供する事業者と契約する仕組みを制度的につくことで、温室効果ガス排出削減と持続可能な社会の構築を目指す	国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進する
対象範囲/ 項目	対象範囲：環境負荷低減に資する製品・サービス 項目：紙類、文具類、OA機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など 21分野 274品目	対象範囲：温室効果ガス等の排出削減に関連する契約 項目：電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物の処理の6つの契約類型	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報
規定内容	製品・サービスの環境性能を規定	契約類型ごとに推奨する入札・契約方式を規定	環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備、公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付けを規定
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関</li> <li>●地方公共団体等は努力義務</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各府省庁、特定事業者等が対象機関</li> <li>●地方公共団体、大企業は努力義務</li> </ul>
内容など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定</li> <li>●基本方針に則して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達</li> <li>●対象機関が調達実績を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境配慮契約の方法等を閣議決定</li> <li>●基本方針に従い環境配慮契約を実施</li> <li>●対象機関が契約実績を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主務大臣が環境報告書の記載事項を決定</li> <li>●対象機関が環境配慮等の状況を公表</li> <li>●環境報告書における審査の公正を確保</li> </ul>
検討会	<p>「特定調達品目検討会」 【目的】 環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて追加・見直しを検討する</p> <p>【検討事項】 ① 特定調達品目及びその判断の基準等の検討 ② その他グリーン購入法に基づく、国等による環境物品等の調達の推進に必要な事項</p>	<p>「環境配慮契約法基本方針検討会」 【目的】 環境配慮契約の推進に資するよう、必要に応じて基本方針及び解説資料の見直しを検討する</p> <p>【検討事項】 ①温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向 ②各契約類型における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項 ③その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項</p>	-
専門委員会	<p>「各品目に係る専門委員会」 【目的】 特に環境負荷低減効果が期待される特定調達品目（重点改善品目）に係る判断の基準等の検討及び設定（既特定調達品目については改善案）又は重点検討事項に係る検討を行う</p> <p>【検討事項】 ① 重点改善品目又は重点検討事項に係る検討 ② 判断の基準及び配慮事項の検討及び案の作成 ③ グリーン購入法に基づき、環境物品等の調達の推進に必要な事項</p>	<p>「各類型に係る専門委員会」 【目的】 同上。必要に応じて、検討会の下に、学識経験者、関連団体、関係事業者等からなる専門委員会を置くことができる。</p> <p>【検討事項】 同上</p>	-